

改正 (案)

空乗第 2039 号
平成 10 年 3 月 20 日 (制定)
国空安政第 号
令和 年 月 日 (最終改訂)

操縦士実地試験実施細則

自家用操縦士

(1 人で操縦できる飛行機)

国土交通省航空局安全部安全政策課

現行

空乗第 2039 号
平成 10 年 3 月 20 日 (制定)
国空航第2027号
令和 4 年 3 月 29 日 (最終改訂)

操縦士実地試験実施細則

自家用操縦士

(1 人で操縦できる飛行機)

国土交通省航空局安全部安全政策課

II. 技能証明実地試験

II-1. 口述試験

口述試験において行うべき科目の実施要領及び判定基準は、次表のとおりとする。

1. 運航に必要な知識			
(目的) 運航に必要な一般知識及び試験に使用する航空機の性能、運用限界等に関する知識について判定する。			
<u>(削除)</u>			
番号	科目	実施要領	判定基準
1-1	一般知識	次の事項について質問し、答えさせる。 1. 有視界飛行方式に関する諸規則 2. 航空交通管制方式 3. 航空保安施設の特性と利用法 4. 捜索救難に関する規則 5. 人間の能力及び限界に関する事項 6. その他運航に必要な事項 (救急用具の取扱いを含む。)	質問事項に概ね答えられること。
1-2	航空機事項	試験に使用する航空機について次の事項を質問し、答えさせる。 1. 性能、諸元、運用限界等 2. 諸系統及び諸装置 次の中から少なくとも3系統について質問を行う。(故障した場合の処置を含む。) (1) 操縦系統 (2) 着陸装置 (3) 発動機 (4) 燃料・滑油・ハイドロ系統 (5) 電気系統 (6) 航法装置 (7) ピトー・スタティック系統 (8) 防除氷装置 (9) 与圧装置 (装備している場合に限る。) 3. スピンの回避要領 4. その他必要な事項	質問事項に概ね答えられること。

II. 技能証明実地試験

II-1. 口述試験

口述試験において行うべき科目の実施要領及び判定基準は、次表のとおりとする。

1. 運航に必要な知識			
(目的) 運航に必要な一般知識及び試験に使用する航空機の性能、運用限界等に関する知識について判定する。			
<u>(注) 准定期運送用操縦士の技能証明を有する者は(1-1)を行わない。</u>			
番号	科目	実施要領	判定基準
1-1	一般知識	次の事項について質問し、答えさせる。 1. 有視界飛行方式に関する諸規則 2. 航空交通管制方式 3. 航空保安施設の特性と利用法 4. 捜索救難に関する規則 5. 人間の能力及び限界に関する事項 6. その他運航に必要な事項 (救急用具の取扱いを含む。)	質問事項に概ね答えられること。
1-2	航空機事項	試験に使用する航空機について次の事項を質問し、答えさせる。 1. 性能、諸元、運用限界等 2. 諸系統及び諸装置 次の中から少なくとも3系統について質問を行う。(故障した場合の処置を含む。) (1) 操縦系統 (2) 着陸装置 (3) 発動機 (4) 燃料・滑油・ハイドロ系統 (5) 電気系統 (6) 航法装置 (7) ピトー・スタティック系統 (8) 防除氷装置 (9) 与圧装置 (装備している場合に限る。) 3. スピンの回避要領 4. その他必要な事項	質問事項に概ね答えられること。

改正 (案)	現 行
<p>附 則 (平成25年11月8日 国空航第555号)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. この操縦士実地試験実施細則は、平成26年4月1日から施行する。 2. この操縦士実地試験実施細則の施行の日から6ヶ月を経過する日までは、従前どおりとすることができる。 <p>附 則 (令和2年12月22日 国空航第2175号)</p> <p>この改正通達は、令和3年1月1日から施行する。</p> <p>附 則 (令和4年3月29日 国空航第3037号)</p> <p>この改正通達は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則 (令和 年 月 日 国空安政第 号)</u></p> <p><u>この改正通達は、令和 年 月 日から施行する。</u></p>	<p>附 則 (平成25年11月8日 国空航第555号)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. この操縦士実地試験実施細則は、平成26年4月1日から施行する。 2. この操縦士実地試験実施細則の施行の日から6ヶ月を経過する日までは、従前どおりとすることができる。 <p>附 則 (令和2年12月22日 国空航第2175号)</p> <p>この改正通達は、令和3年1月1日から施行する。</p> <p>附 則 (令和4年3月29日 国空航第3037号)</p> <p>この改正通達は、令和4年4月1日から施行する</p> <p><u>(新 設)</u></p>